

事務連絡  
令和3年6月29日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「ホストタウンの事前合宿等で新型コロナウイルス感染陽性者が確認された場合の  
HER-SYSへの入力及び変異株の検査の実施について」について（周知）

今般、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より、別紙「ホストタウンの事前合宿等で新型コロナウイルス感染陽性者が確認された場合の HER-SYSへの入力及び変異株の検査の実施について」（令和3年6月29日付け内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局事務連絡）（以下「ホストタウン検査事務連絡」という。）が発出されております。

当該事務連絡においては、「国内の感染状況等を把握するため、ホストタウンにおける事前合宿等で新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された選手等について、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施いただく」とこととされており、貴殿におかれでは、下記 I 及び II をご参照の上、別紙の内容について御了知いただくとともに、各都道府県オリンピック・パラリンピック担当部局及び各ホストタウン自治体担当部局等と連携のうえ、必要な対応を行うようお願い申し上げます。

#### I. HER-SYSへの入力について

ホストタウン検査事務連絡においては、ホストタウン自治体等に対し、医療機関へ①ホストタウンの選手等が陽性である旨の診断を行った医療機関については、医療機関が HER-SYSにおいて発生届を提出できるよう、HER-SYS の医療機関 ID を取得いただくこと及び②ホストタウンの選手等が陽性である旨の診断を行った医療機関に対して、HER-SYS 上の発生届の提出を徹底いただくことを依頼するよう依頼しています。

また、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等から都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応いただくよう依頼しています。

つきましては、貴殿におかれでは、管内の保健所における HER-SYS の医療機関 ID の付与や、ホストタウン自治体等との連携につきご協力を願いいたします。

## II. L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析に関する検体の提出について

ホストタウン検査事務連絡においては、ホストタウン自治体等に対し、管内の保健所等と連携し、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施いただくよう依頼しています。つきましては、**ホストタウン等の選手等に対する L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施**につき、ホストタウン検査事務連絡をご参照の上、対応をお願いします。なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等と連携して検査及び解析を実施いただきますようお願いいたします。

また、**L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析結果**について、自治体において検査及び解析を実施した場合は管内の**保健所等**において HER-SYS 上に入力いただくようお願いします。また、国立感染症研究所または国が委託した民間検査機関において検査及び解析を実施した場合は、「都道府県宛て、結果が共有され」ることとされており、当該結果について、**保健所等**において HER-SYS 上に入力いただくようお願いします。なお、入力要領については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け事務連絡（令和 3 年 6 月 17 日最終改正。））<sup>1</sup> を参照いただくようお願いいたします。

また、検査及び解析の結果については、ホストタウン検査事務連絡において「ホストタウン自治体等において、管内の保健所等と連携いただき、また当該結果に基づき適切な対応をお願いします。なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。」とされており、貴殿におかれてもご参考の上、連携頂きますようお願いします。特に、ホストタウン自治体等が、都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合には、管内の保健所等が検査結果等を把握の上、ホストタウン自治体等と連携いただきますようお願いします。

---

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000794666.pdf>

事務連絡  
令和3年6月29日

各都道府県オリンピック・パラリンピック 担当部局

各ホストタウン自治体 担当部局

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

ホストタウンの事前合宿等で新型コロナウイルス感染陽性者が  
確認された場合の HER-SYSへの入力及び変異株の検査の実施について

ホストタウン等<sup>2</sup>における新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、「ホストタウン等における選手等受入マニュアルの手引き【改訂】」及び「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について【令和3年3月制定、6月改訂】」により、実施することとしています。

オリンピック・パラリンピックに参加する選手等については、ホストタウン等において、毎日、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認するための検査を実施することとしています。現在、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の監視体制が強化されること<sup>3</sup>を踏まえ、国内の感染状況等を把握するため、ホストタウンにおける事前合宿等で新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された選手等について、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施いただくことといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたホストタウン等の選手等について、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析が円滑に行われるよう、下記について、対応をお願いします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省から別添のとおり実施に係る周知が行われていることを申し添えます。

<sup>2</sup> ホストタウン及び事前キャンプ地

<sup>3</sup> 厚生労働省から自治体宛て、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施いただくよう「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和3年2月5日付け健感発0205第4号）において要請。

## 記

ホストタウン等において、「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について【令和3年3月制定、6月改訂】」に基づき、新型コロナウイルス感染症の陽性が確定した選手等については、下記1. 及び2.をご参照の上、管轄の保健所等と調整を図りつつ、医療機関に対するHER-SYSへの入力及び検査を実施した機関に対するL452R変異株PCR検査及びゲノム解析の実施の依頼をお願いします。

### 1. HER-SYSへの入力について

ホストタウンの選手等が陽性である旨の診断を行った医療機関がHER-SYS（ハーシス）<sup>4</sup>において発生届が提出できるよう、ホストタウン自治体等において、当該医療機関がHER-SYSの医療機関IDを取得済かどうか確認いただき、未取得の場合には早期に取得いただくようご依頼ください。なお、HER-SYSIDの付与は管内の保健所が行うため、ホストタウンの選手等が陽性である旨の診断を行った医療機関が医療機関IDを取得していない場合、医療機関IDの付与について、管内の保健所と連携ください。

その上で、ホストタウンの選手等が陽性である旨の診断を行った医療機関に対して、HER-SYS上の発生届<sup>5</sup>の早期提出を徹底いただくようご依頼ください。

また、万が一医療機関においてHER-SYS上の入力が困難である場合は、ホストタウン自治体等が管内の保健所へ依頼し、保健所において発生届の代行入力を頂くようご依頼ください。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等から都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

### 2. L452R変異株PCR検査及びゲノム解析の実施について

ホストタウン自治体等において管内の保健所等と連携し、下記<L452R変異株PCR検査及びゲノム解析の実施方法>に基づき、L452R変異株PCR検査及びゲノム解析を実施ください。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

<sup>4</sup> HER-SYSは、患者（疑似症患者を含む。）及び濃厚接触者に関する情報を把握・管理するためのシステム。医療機関や保健所等の複数の関係者が、検査・診断に関する情報や措置等の情報を入力することができる。

<sup>5</sup> 「HER-SYS 簡易操作マニュアル 医療機関向け 2021.5」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000777814.pdf>

## <L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施方法>

### ① ホストタウン自治体等における L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施

ホストタウン自治体等において、PCR 検査などの遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体について、ホストタウン自治体等からの依頼先の機関（地方衛生研究所、自治体が委託した民間検査機関等）において L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施するよう依頼してください（※ 1）。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

（※ 1） L452R 変異株 PCR 検査では、L452R 変異をもつ B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）以外に、B. 1. 617. 1 系統の変異株（カッパ株）、B. 1. 427/B. 1. 429 系統の変異株（イプシロン株）、C. 36 系統等も検出されることにご留意ください。

#### ・検体を提出する機関

新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたホストタウンの選手等の検査<sup>6</sup>を行った機関等、ホストタウン自治体等が管内の保健所等と調整して定めた機関

#### ・検体の提出時

即時の提出をお願いします。

なお、ゲノム解析は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

#### ・提出する検体

PCR 検査などの遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体

#### ・検体の輸送方法

検体輸送は着払いが可能です。

検体送付に際しては、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2021/03/19 更新版）<sup>7</sup>を参考してください。

#### ・HER-SYS への入力について

管内の保健所等において、L452R 変異株 PCR 検査結果及びゲノム解析結果について、HER-SYS への入力を徹底ください。

<sup>6</sup> 「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について【令和 3 年 3 月制定、6 月改訂】」に基づき検査を行った機関

<sup>7</sup> [https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_210319.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_210319.pdf)

- ・検査等の結果について

ホストタウン自治体等からの依頼先の機関（地方衛生研究所、自治体が委託した民間検査機関等）における L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の結果については、当該機関から管内のホストタウン自治体等へ情報共有がなされるよう、ホストタウン自治体等において、管内の保健所等と連携いただき、また当該結果に基づき適切な対応をお願いします。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

- ・GISAID への登録について

地方衛生研究所や大学等で全ゲノム解析の依頼を行う自治体においては、速やかに GISAIID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data のこと。新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) ゲノムやインフルエンザウイルスの情報などに関するデータベース。) に全ゲノム情報のご登録の依頼をお願いいたします。その際、国立感染症研究所へ検体提出する必要はないものの、GISAID 登録の際には、都道府県名のご入力をお願いいたします。

## ② ホストタウン自治体等による L452R 変異株 PCR 検査及び感染研によるゲノム解析の実施

①の方法により、L452R 変異株 PCR 検査を実施する場合であって、ホストタウン自治体等からの依頼先の機関（地方衛生研究所、自治体が委託した民間検査機関等）においてゲノム解析の実施が困難である場合、保健所等と連携し、PCR 検査などの遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された精製 RNA の残余液 (20 µl 程度) (採取検体は不可) を、国立感染症研究所あて提出するようご依頼ください。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

- ・検体を提出する機関

L452R 変異株 PCR 検査を行った機関等、ホストタウン自治体と管内の保健所等が調整して定めた機関

- ・検体の提出時

即時の提出をお願いします。

なお、ゲノム解析は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、

検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

- ・提出する検体

PCR 検査などの遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された精製 RNA の残余液 (20 μl 程度) (採取検体は不可)

- ・検体の輸送方法

検体輸送は着払いが可能です。

検体送付に際しては、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」(2021/03/19 更新版)<sup>8</sup>を参考してください。

- ・検体の送付先、問い合わせ先

[REDACTED]

- ・HER-SYS への入力について

ゲノム解析結果については、感染研から都道府県宛て、結果が共有されます。当該結果については、保健所等が HER-SYS 上に入力いたします。

- ・検査等の結果について

ゲノム解析結果については、法第 56 条の 39 の規定に基づき、当該検査及び解析を実施した機関から都道府県（衛生主管部局）へご連絡いたします。都道府県から管内のホストタウン自治体等へ、当該検査及び解析結果につき情報共有がなされるよう、ホストタウン自治体等において、管内の保健所等と連携いただき、また当該結果に基づき適切な対応をお願いします。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

### ③ 国が委託した民間検査機関による L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施

①の方法により、ホストタウン自治体等からの依頼先の機関（地方衛生研究所、自治体が委託した民間検査機関等）において L452RPCR 検査を実施することが困難である場合、保健所等と連携し、下記のような方法で、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたホストタウンの選手等の検査<sup>9</sup>を行った機関から国が委託した民間検査機関

<sup>8</sup> [https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_210319.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_210319.pdf)

<sup>9</sup> 「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について【令和3年3月制定、6月改訂】」

に検体を提出いただくようご依頼ください。

なお、③の方法により L452R 変異株 PCR 検査を実施する場合、ゲノム解析についても国が委託した民間検査機関において引き続き実施しますので、①または②に基づき、ゲノム解析のための検体提出を行う必要はありません。

また、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。

- ・検体を提出する機関

新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたホストタウンの選手等の検査<sup>10</sup>を行った機関

- ・検体の提出時

即時の提出をお願いします。

なお、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

- ・提出する検体

PCR 検査などの遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体（精製 RNA の残余液 (40 μl 程度)）または新たに採取した検体

- ・検体の輸送方法

検体輸送は着払いが可能です。

検体送付に際しては、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2021/03/19 更新版）<sup>11</sup>を参考としてください。

- ・検体の問い合わせ先



- ・HER-SYS への入力について

L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析結果については、当該検査及び解析を実施した機関から都道府県（衛生主管部局）宛て、結果が共有されます。当該結果については、

---

に基づき検査を行った機関

<sup>10</sup> 「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について【令和3年3月制定、6月改訂】」に基づき検査を行った機関

<sup>11</sup> [https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_210319.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_210319.pdf)

保健所等が HER-SYS 上に入力いたします。

・検査等の結果について

L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析結果については、法第 56 条の 39 の規定に基づき、当該検査及び解析を実施した機関から都道府県（衛生主管部局）へご連絡いたします。都道府県から管内のホストタウン自治体等へ、当該検査及び解析結果につき情報共有がなされるよう、ホストタウン自治体等において、管内の保健所等と連携いただき、また当該結果に基づき適切な対応をお願いします。

なお、ホストタウン自治体等が都道府県、保健所設置市、特別区のいずれにも該当しない場合は、ホストタウン自治体等が都道府県及び管内の保健所と連携し、上記依頼について対応ください。